

○ デジタル庁
総務省 令第六号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第三項及び第二十二条第三項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第三十五条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条の二の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

(署名利用者確認の際に提出する書類)

第五条 法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録（法第三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であつて、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示又は提出を求ることにより行うものとする。

〔一 略〕

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類又は映像面

〔2～4 略〕

(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

第十五条 法第八条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定め

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）
第十四条 法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示又は提出を求ることにより行うものとする。

〔一 略〕

二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類又は映像面

〔2～4 略〕

(認証業務情報の開示請求の方法)

第七十五条 【略】

2 開示請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面を、機構に対して開示請求を行う場合にあつては機構に、令第二十六条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して開示請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

(署名利用者確認の際に提出する書類)

第五条 法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求ることにより行うものとする。

〔一 同上〕

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

〔2～4 同上〕

(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

第十五条 法第八条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(利用者証明利用者確認の際に提出する書類)

第四十一条 法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求ることにより行うものとする。

〔一 同上〕

二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

〔2～4 同上〕

(認証業務情報の開示請求の方法)

第七十五条 【同上】

2 開示請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を、機構に対して開示請求を行う場合にあつては機構に、令第二十六条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して開示請求を行ふ場合にあつては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

を経由して機構に対して開示請求を行う場合にあっては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

〔一 略〕

二 開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他機関又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該開示請求者に対して文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長が適当と認める書類又は映像面

〔3 略〕

(認証業務情報の訂正等請求の方法)

第七十六条 「略」

2 訂正等請求者は、次の各号に掲げるいづれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面を、機構に対して訂正等請求を行う場合にあっては機構に、令第二十九条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対し、提示又は提出しなければならない。

〔一 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔一 同上〕

二 開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他機関又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該開示請求者に対して文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

〔3 同上〕

(認証業務情報の訂正等請求の方法)

第七十六条 「同上」

2 訂正等請求者は、次の各号に掲げるいづれかの書類を、機構に対して訂正等請求を行う場合にあっては機構に、令第二十九条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して訂正等請求を行う場合にあっては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

〔一 同上〕

二 訂正等請求について、訂正等請求者が本人であること及び当該訂正等請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他機関又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該訂正等請求者に対して文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

〔3 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二

十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第三条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

「一 略」
「二 次のイ又はロに掲げる措置及びハ又はニに掲げる措置をとること。」

「イ 略」
「二 次のイ又はロに掲げる措置及びハ又はニに掲げる措置をとること。」

ロ 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行ふ者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）の送信を受けること。

「ハ・ニ 略」

（市町村長が個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置）

第四条 令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

「一・二 略」
「三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）の映像面であつて、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示を受けた場合には、イに掲げる書類）

「イ・ロ 略」

四 前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（次号及び第十三条において単に「回答書」という。）（市町村長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。次号及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（映像面の提示を受けた場合にあっては回答書）

答書及び前号ロに掲げる書類、一以上の映像面の提示を受けた場合にあっては回答書）

改 正 前

(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第三条 【同上】

「一 同上」
「二 同上」

ロ 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適當と認めるもの（当該提供を行ふ者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者が適當と認める方法により当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十条第三号ロにおいて同じ。）の送信を受けること。

「ハ・ニ 同上」

（市町村長が個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置）

第四条 【同上】

「一・二 同上」
「三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類

「イ・ロ 同上」

四 前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適當と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（次号及び第十三条において単に「回答書」という。）（市町村長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。次号及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類

答書及び前号ロに掲げる書類、一以上の映像面の提示を受けた場合にあっては回答書）

「イ・ロ 同上」

五 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合あって、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号口に掲げる書類（映像面の提示を受けた場合にあつては、回答書）

イ 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類の提示を受ける措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

〔1〕・〔2〕 略
(3) 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書又は検針票

〔口 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

五 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号口に掲げる書類

イ 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が令第十三条の二第二号の主務省令で定める措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

〔1〕・〔2〕 同上
(3) 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書

〔口 同上〕

附 則

この命令は、公布の日から施行する。